

参加費無料

# 改正育児・介護休業法説明会のご案内

全面施行直前！！ 就業規則等の整備はお済みですか？



従業員数 100 人以下の事業主の皆さま

平成 24 年 7 月 1 日から 改正育児・介護休業法が全面施行されます！！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成 22 年 6 月 30 日に施行された改正育児・介護休業法において、従業員数 100 人以下の事業主へ適用猶予されていた①短時間勤務制度②所定外労働の免除③介護休暇の規定が平成 24 年 7 月 1 日から義務化されます。これらの制度について、就業規則等の見直しが必要です。

下記のとおり「改正育児・介護休業法説明会」を開催いたしますので、事業主・人事労務担当者の方々は積極的にご参加いただき、規定の整備について早めの準備をお願いいたします。

会 場	広島合同庁舎（第3号館1階 第15会議室） ◆広島市中区上八丁堀 6-30 ◆Tel:082-221-9247		
日 時	日程①：平成24年4月24日（火） 10:00～11:30 日程②：平成24年5月17日（木） 13:30～15:00 日程③：平成24年6月 8日（金） 13:30～15:00		
内 容	日程①	日程②・③	
1. 育児・介護休業法の改正について ～改正育児・介護休業法に沿った就業規則等の整備について～	10:00～10:45	13:30～14:15	
2. 一般事業主行動計画の策定方法と くるみんマークの認定について	10:45～11:10	14:15～14:40	
3. 両立支援助成金・中小企業両立支援助成金について	11:10～11:30	14:40～15:00	
※ 説明会終了後、就業規則の整備等に係る個別相談を承ります。（希望者）	11:30～12:00	15:00～15:30	

参加申込方法 下記申込欄に参加日程を指定の上、広島労働局雇用均等室までFAX・郵送又はお電話でお申し込みください。

なお、会場の定員に達し次第の締め切りとさせていただきます。

※ 個別相談をご希望の場合は当日受付にお申し出ください。希望者多数の場合は別日程をご案内させていただきますのであらかじめご了承ください。

## 「改正育児・介護休業法説明会」参加申込欄

※ 参加希望日程について、いずれかを○で囲んでください



参加希望日程	4月24日（火）	5月17日（木）	6月8日（金）		
事業所名（団体名）				従業員数	人
所在地・連絡先	〒			TEL（ ）	—
				FAX（ ）	—
参 加 者	所 属・役 職 名			名 前	

※ ご記入いただいた個人情報は、本説明会の利用のみとし、それ以外の目的では利用いたしません。

※ お申込みを受け付けた旨の連絡は特にいたしませんのでご了承ください。

※ 会場へは公共交通機関をご利用ください。

広島労働局雇用均等室（広島市中区上八丁堀6-30 TEL082-221-9247 FAX082-221-2356）

# 仕事と育児・介護の両立支援のために

広島労働局からのお知らせ

■お問い合わせ先：広島労働局雇用均等室（TEL）082-221-9247

## 従業員数が100人以下の事業主の皆さま！ 平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます！！

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成22年6月30日に改正育児・介護休業法が施行されました。平成24年7月1日から、これまで適用が猶予されていた以下の制度が、**従業員数が100人以下の事業主にも適用になります**。以下の制度について、就業規則等に規定してください。

- ① 育児のための短時間勤務制度** 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度（1日の労働時間を原則6時間とする措置を含むもの）を設けなければなりません。
- ② 育児のための所定外労働の免除** 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。
- ③ 介護休暇** 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

## 一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう！

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員数101人以上の事業主は、仕事と子育ての両立を図るための「**一般事業主行動計画**」の策定、広島労働局への届出、公表、従業員への周知が義務付けられています（従業員数100人以下の事業主は努力義務です）。

一般事業主行動計画を策定し、そこに定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「**子育てサポート企業**」として厚生労働大臣（広島労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、**次世代認定マーク「くるみん」**を、商品、広告、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。「くるみん」を取得した子育てサポート企業に対する**税制優遇制度（建物等の割増償却制度）**も積極的にご活用ください。



次世代認定マーク「くるみん」

## 仕事と育児・介護の両立支援に関する助成金が変わりました

平成23年9月から、仕事と育児・介護の両立支援に関する助成金が変わりました。

- 両立支援助成金**：  
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金、子育て期短時間勤務支援助成金
- 中小企業両立支援助成金**：  
代替要員確保コース、休業中能力アップコース、中小企業子育て支援助成金、継続就業支援コース  
各種助成金の支給要件は詳細に定められています。広島労働局雇用均等室までご相談ください。

➡ 法制度の詳細については、両立支援総合サイト「**両立支援のひろば**」(<http://www.ryouritsu.jp/>)もご覧ください。